様式第2号(第4条第3項関係)

広告物等表示(設置)許可証

　　　　第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　様

年　　月　　日付けで申請のあった屋外広告物等については、鳥取県屋外広告物条例第3条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 広告物等の種類 |  |
| 表示(設置)場所 | （地区区分：制限地域・禁止地域） |
| 表示面積 |  |
| 数量 |  |
| 許可期間 | 　　　 年　　月　　日から　　　　年　　月　　日まで |
| 管理者 | 住所 |  |
| 氏名又は名称 | (電話番号：　　　　　　　　　　) |
| 許可条件 | (1)　屋外広告物等の裏面及び側面は又は掲出物件は、塗装その他の方法により美観を保持すること。(2)　破損、腐食等により公衆に対し危害を与えるおそれが生じたときは、直ちに補強すること。(3)　汚染、変色又は剥離したときは、直ちに補修し、常に美観を保持すること。(4)許可期間が満了したときは、直ちに除却すること。(5)許可を取り消されたときは、直ちに除却すること。 |

年　　　月　　　日

日南町長

教示

1　この処分に対して不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により、日南町長に対して審査請求することができる。審査請求は、行政不服審査法第18条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内又はこの処分があった日の翌日から起算して1年以内に日南町長に対してすることができる。

2　この処分の取り消しの訴えは、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第8条及び第11条の規定により、日南町を被告として(訴訟において日南町を代表する者は日南町長となる。)提起することができる。取消訴訟は、行政事件訴訟法第14条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内又はこの処分若しくは決裁の日から起算して1年以内にすることができる。

（不服申し立て先：　　　　　　　　　　　　　）